

はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日

北九州市立中学校長会

1. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

(1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対して興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTqを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

- (2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方
- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
 - 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
 - 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。
なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

- (1) 過去の校則の役割
- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指してきた。
 - 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
- (2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）
- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
 - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
 - 国籍、性などの多様性への対応へ変化。
- (3) これからの校則に求められるもの
- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
 - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
 - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

- (1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。
生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようにする必要がある。
- (2) 公開性を保つ
教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。
- (3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。
社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。
- (4) 通知を踏まえる。
- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について
 - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
 - ② 思い切った見直しが必要である。
 - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
 - 令和3年3月19日北九教指二第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて
 - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
 - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
 - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点を持ち、標記の仕方に配慮すること。
- (5) 組織として対応する。
校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心

- ・校則と生活点検方法についての実態調査
- ・現行の校則の収集



【令和3年度】

- ・5月 校長会長会にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に）
- ・6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・7月 各区の意見集約
検討委員会で「校則見直しの視点」検討
「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護士等交え意見交換
「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示
→各学校へ周知（説明会実施）
- ・10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む
必要に応じて、校長会校則検討委員会開催
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等
校長会検討委が各学校の取組の集約
各学校で、改正された校則の周知

【令和4年度】

- ・各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- ・「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

【令和5年度】

- ・改正された校則の運用開始

令和4年度 槻田中学校生徒の心得

槻田中学校では以下のような生徒の育成を目標に、様々な教育活動を行っています。

- ◎ 自他の生命や人権を大切にし、相手を思いやり、人の心の痛みや優しさを素直に感じ取れる生徒
- ◎ 向上心を持って、労をいとわず、人のために誠実に行動できる生徒
- ◎ 人として行うべき正しい行動や、物事の正しい筋道を見抜く力を持った生徒
- ◎ 自ら考え、正しく判断し、信念と責任をもって、強い心でやり通すことのできる生徒

1 通学

- 8時25分までに教室に入り、着席しよう。（現在は、8:00～検温、消毒を行っています。）
- 遅刻や欠席をする場合は8時25分までに学校に連絡しよう。
- 遅刻した場合は、登校したらすぐに職員室に行き、来たことを伝えよう。
職員室の先生に遅刻カードに時間と理由を記入してもらい、必ず教科担当の先生に預けよう。
- 自転車通学はしない。
- 用事のない生徒は16時30分までには下校しよう。
- 用事で下校が遅くなる時は家の人に連絡をしておこう。
- 途中寄り道や買い食い等はしないようにしよう。

2 授業

- 朝自習は学習のスタートです。静かに学習しよう。
- 授業には真剣に取り組み、他の生徒に迷惑をかけないようにしよう。
- 忘れ物をしないようにしよう。
- 教科書などを友達同士で貸し借りをしたりするのはやめよう。
- 休み時間は次の授業の準備の時間です。遊んで授業に遅れたり、授業が始まってトイレに行ったりするようなことはやめよう。教室を移動するときは早めに移動しよう。

3 健康・衛生・安全

- 身の回りは清潔にしよう。
- 教室や廊下で暴れたり走ったりしないようにしよう。
- ガラスや器物を破損したときは、まず先生に報告し後片づけをするようにしよう。けがをしないように気をつけよう。
- 体調が悪いときは、早めに担任の先生に連絡をして保健室に行こう。
- 掃除は係で協力し、校内をきれいにしよう。
- 登下校時の交通安全に気をつけよう。
- 学校にいる間は校外への外出は禁止です。
不審者に追いかけられたりしたときは大声で叫び、逃げ、身の安全を確保しよう。そして！
10番通報をし、その後学校に連絡しよう。

4 部活動

- 入部したら「部活動の決まり」にしたがって真面目に取り組もう。
- 練習終了後は素早く後片づけを行い、早く帰宅しよう。

5 その他

- 学校に不必要なものを持って来てはいけません。
- 危険な遊びや法律に違反するようなことは絶対しない。
例 エアガン・水泳禁止区域での水遊び等・無免許運転
万引き・喫煙・飲酒・シンナー等の薬物乱用
- 外出するときの注意事項
 - ・休日等に外出するときは家の人に行き先・用件・同伴者・帰宅時間などを告げて許可をもらって外出し、暗くなる前に帰宅する。
 - ・遊技場に入りは原則として禁止
ゲームセンター・映画館・カラオケボックス・ボウリング場等へは個人や友達同士で出入りすることはできません。行くときは必ず責任の持てる大人と同伴するようにしてください。
- 友達同士での外泊は絶対してはいけません。

以上の約束は、自分で守っていくものです。自分に恥ずかしくない生活を送りましょう。中学生としての自覚を持ちましょう。

槻田中学校のスケジュール

登校	～ 8:25
朝自習	8:30 ～ 8:45
朝の会	8:45 ～ 8:50
1校時	8:50 ～ 9:40
2校時	9:50 ～ 10:40
3校時	10:50 ～ 11:40
4校時	11:50 ～ 12:40
給食	12:40 ～ 13:20
昼休み	13:20 ～ 13:35
5校時	13:40 ～ 14:30
6校時	14:40 ～ 15:30
帰りの会	15:35 ～ 15:45
清掃	15:45 ～ 16:00

槻田中学校の約束

ここに書かれた約束は、安全で楽しい学校生活を送っていくうえで必要最低限度の約束です。一番大切なことは、この約束が一人ひとりの良識を信じて作られたものであることです。

人から守られるものではなく、強制されて従うものでもなく、自分から守っていくものだと考えてください。

また、自分自身に恥ずかしくない生活を送るためにも、自分を少しでも大きく成長させるためにも、槻田中学校の生徒としての自覚と誇りをもってみんなで守っていきましょう。

服装等についての約束

中学生らしく質素で清潔にし、華美にならないようにする。

冬服	<ul style="list-style-type: none">○学校指定の制服を着用する。その際、極端に変形させたり、着崩したりしないようにする。インナーシャツは、白・黒・紺・茶・ベージュなど華美でなく目立たないもの。○カッターシャツ、開襟シャツ、ポロシャツの色は白とする。○上着の下は必要に応じて防寒着を着用しても良いが、指定の制服から極端に変形させたり、着崩したりしないようにする。○スカート丈はひざが隠れる程度のもとし、極端に短くしたり、長くしたりしないこと。○セーラー服のリボンの長さは、8cm程度とする。
夏服	<ul style="list-style-type: none">○学校指定の制服を着用する。その際、極端に変形させたり、着崩したりしないようにする。インナーシャツは、白・黒・紺・茶・ベージュなど華美でなく目立たないもの。○カッターシャツ、開襟シャツ、ポロシャツの色は白とする。○スカート丈はひざが隠れる程度のもとし、極端に短くしたり、長くしたりしないこと。
通年	<ul style="list-style-type: none">○学校指定の制服を変形させない。○ベルトは黒、紺、茶のベルトをする。○くつしたの色は黒、紺、白、グレーのワンポイントとする。ルーズソックスは禁止。○学校の敷地内では名札は確実に着用する。
移行期間	<p>原則として設けない。気温に応じて夏、冬の制服を自分で選んで着用する。</p> <p>その際、極端に制服を変形したり、着崩したりしないようにする。</p>
防寒着	<ul style="list-style-type: none">○防寒着は期間を設定しない。気温に応じて個人で決まりを守り、着用すること。○防寒着は制服の下に着用しても良い。華美なものはさけ、制服からはみ出すような着方はしないようにする。○セーターやカーディガンは学校指定のものを用いる。ただし、学校指定のセーターやカーディガンに色やデザインが準ずるものは着用しても良い。○黒、紺、ベージュのストッキングやタイツ、スパッツを着用しても良い。スパッツは足首が隠れる長さのもとし、靴下に入れるようにする。○マフラーやネックウォーマー、手袋、耳当てなど必要に応じて着用しても良い。○ひざ掛けを使っても良い。

<p>頭髪</p>	<p>○中学生らしい清潔感のある髪型にする。進学や就職等に対応できる自然な髪形を心がける。ツーブロック、アシンメトリー、ソフトモヒカン、編み込みは禁止。髪が目にかからないようにする。</p> <p>○染色は行わない。整髪料は不可。</p> <p>○髪が肩にかかる程長い場合、授業の安全面や効率面をふまえて、ヘアゴムやヘアピンでまとめる。その際過度に華美なものは避ける。</p> <p>○髪は正面から見てゴムが見えない高さでまとめる。</p>				
<p>靴</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="303 459 391 504">下靴</td> <td data-bbox="391 459 1437 504">運動に適したもの。(ハイカット・ミドルカットは禁止)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="303 504 391 571">上靴</td> <td data-bbox="391 504 1437 571">上靴は学校指定のものを使い、指定された色の上靴を履く。</td> </tr> </table>	下靴	運動に適したもの。(ハイカット・ミドルカットは禁止)	上靴	上靴は学校指定のものを使い、指定された色の上靴を履く。
下靴	運動に適したもの。(ハイカット・ミドルカットは禁止)				
上靴	上靴は学校指定のものを使い、指定された色の上靴を履く。				
<p>かばん</p>	<p>○学校指定の通学用バッグとサブバッグを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かばんに名前、校名、組以外の落書きをしない。 ・かばんには、目印となるキーホルダー、お守り等をいずれか1つのみつけてもよい。(ただし、大きさはこぶし大までとする。) 				
<p>学校生活について</p>	<p>○学校生活に不必要なものは持ってこない。持ってきたら正直に先生に届け出る。</p> <p>○移動教室や特別な用事のないのに他学年のフロアに出入りしない。</p> <p>○3年生はA階段、2年生はB階段、1年生はC階段を使う。</p> <p>移動教室へ向かう際にも原則としてこの決まりは守る。D階段は使わない。</p> <p>○他のクラスへの出入りはしない。</p> <p>○放課後、特に用事がなければ下校する。(学校に残らない。)</p> <p>○まゆ毛に故意に手を加えない。</p> <p>○ピアスやネックレス、ネイル等の装飾品は身につけないこと。化粧をしないこと。</p> <p>○携帯電話は学校長の許可を得たときのみ持ってくる事ができる。ただし、登校時に職員室で管理し、校内での使用を禁止する。</p>				